

耐震化事業の概要

1. 趣 旨

学校建物が、児童生徒の安全を確保する必要があること、及び地域の防災拠点（避難場所）となることから、学校建物の耐震性を確保し、地震防災対策の促進を図る。

2. 対 象 校

公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。）

3. 交付金の算定割合

区 分			原 則	算定割合の特例		
				地震財特法 ※1	地震特措法 ※2	
					Is値0.3未満	Is値0.3以上
小学校、 中学校、 中等教育 学校の前 期課程	補 強	校舎	1/3	1/2 <sup>※3</sup>	2/3	1/2 <sup>※4</sup>
		屋内運動場	1/3	—	2/3	1/2 <sup>※4</sup>
		寄宿舍	1/3	—	2/3	—
	改 築	校舎	1/3	1/2	1/2 <sup>※5</sup>	—
		屋内運動場・寄宿舍	1/3	—	1/2 <sup>※5</sup>	—
特別支援 学校 (幼・小中) 幼稚園 <sup>※6</sup>	補 強	校舎、屋内運動場、 寄宿舍	1/3	—	2/3	—
	改 築	校舎、屋内運動場、 寄宿舍	1/3	—	1/2 <sup>※5</sup>	—
特別支援 学校(高)	補 強		1/3	—	—	—
	改 築		1/3	—	—	—

※1 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

※2 地震防災対策特別措置法

※3 非木造のものに限る。また、昭和53年度から昭和55年度までの各年度の財政力指数を合算したものの1/3の数値が0.50以下の設置者が設置するもの又は地震による倒壊の危険性が高いものとして文部科学大臣の定める基準（Is値0.3未満又はq値0.5未満）に該当するものにあつては2/3。

※4 非木造のものに限る。

※5 地震による倒壊の危険性が高いもののうち、コンクリート強度が10.0N/mm<sup>2</sup>未満であるもの。もしくは、やむを得ない理由により補強が困難であると文部科学大臣が認める場合の改築に限る。

※6 幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園については、予算上の措置により、幼稚園と同等の内容となる。